

令和5年度貝塚市低所得の子育て世帯支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)

申請期限は 令和6年5月31日(金)【消印有効】です。

貝塚 市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

Table with 4 columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 現住所. Includes name 貝塚 太郎, gender 男, birth date 55年10月10日, and address 大阪府貝塚市畠中1-17-1.

下記のいずれに該当するか、□にチェック(し)してください。
私は、
 令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金(追加支給分)について申請済です。
 令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金について申請済です。
 上記いずれも申請していません。

2. 給付金対象児童

- 対象となる児童の範囲は以下のとおりです。
ア 令和5年12月1日(基準日)時点で上記「1. 申請・請求者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童
イ 令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた子(※ただし、令和6年6月21日(金)【消印有効】に延長されます。)
ウ 別世帯だが、令和5年12月1日(基準日)時点で生計が同一である18歳以下(3月31日現在)の児童
○ 施設入所(措置)児童については、住所の異動に関わらず、給付金の対象とはなりません。

必ず内容をご確認ください。

Table with 6 columns: (フリガナ)児童氏名, 申請者との続柄, 性別, 生年月日, 同居・別居の別, 別居の場合は住所を記載し、下欄も続けてご記入ください(※). Includes children 貝塚 二郎 and 貝塚 良子.

Table with 6 columns: (※)児童氏名, 別居の児童の属する世帯の世帯主氏名, 児童からみた世帯主(児童の属する世帯)との続柄, 別居の児童の属する世帯の課税状況, 対象児童の課税状況, 別居の理由, 生計同一または生計維持の状況(面会・仕送り等について). Includes reason 通学のため.

- ① 「令和5年12月2日(基準日の翌日)以降に生まれた子」または「別世帯だが生計同一の児童」がいる場合に、対象児童についてご記入ください。
「令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金(追加支給分)」または「令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金」を申請せず、子ども加算分のみを申請する場合は、同世帯の児童を含め、すべての対象児童についてご記入ください。
② 別居の場合は上欄のみでなく、下欄にもご記入ください。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【口座記入欄】

Table for bank account information with columns for account number and name. Includes instructions: 世帯主(代理人が申請・受給する場合は代理人)の金融機関もしくはゆうちょ銀行の口座情報を記入してください。 ※「令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金(追加支給分)」または「令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金」と同じ口座に振り込む場合、記入は不要です。

裏面も必ずご確認ください。

4. 代理の方が申請・受給をする場合

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者 との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人の方が申請する場合、記入が必要です。 受給を委任する(代理人の口座に振り込む)場合は、この欄の記入に加え、 別途委任状が必要です。			
	上記の者を代理人と 本給付金の			印
※受給まで委任する場合は、原則として別途委任状が必要です。			法定代理人への委任の場合は記入不要です。	

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和5年度貝塚市低所得の子育て世帯支援給付金(子ども加算分)(以下「本給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
 ※ 本給付金の支給対象となるためには、令和5年12月1日(基準日)時点で貝塚市に住民登録があり、かつ以下の要件を全て満たすことが必要です。
 ア 世帯全員の令和5年度住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」であって、世帯の中に所得割課税者はいない。
 イ 世帯全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に令和5年度貝塚市低所得の子育て世帯支援給付金(子ども加算分)の支給を受けた世帯ではありません。(他の市区町村において同様の要件で支給された子育て世帯への給付金(子ども加算)を含む。)
- ④ 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、貝塚市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、貝塚市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 貝塚市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに、貝塚市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。
 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。(意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。)

提出書類

- 令和5年度貝塚市低所得の子育て世帯支援給付金(子ども加算分)申請書(請求書)(本書)
 ※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
 ※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』
 ※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点で貝塚市以外に住民登録があった方全員分の
 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税(非)課税証明書』の写し(コピー)
 ※すでに「令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金(追加支給分)」または「令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金」の申請時に添付済みの方は証明書は不要です。
 ※16歳未満の児童については証明書は不要です。
- 令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた子について申請する場合で、申請時点で貝塚市に子の住民登録がない場合は、『出生の事実を証する書類の写し(コピー)』
 ※母子手帳の出生届出済証明のページ(公印のあるページ)の写し(コピー)や住民票の写し(コピー)など、出生の事実の分かる書類をご用意ください。

代理人の方が申請・受給する場合は

代理人の方が申請・受給する場合は、必要書類をそろえ、
□にチェック(レ)してください。

の写し(コピー)
し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
 (チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。(必ずご署名ください。)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名

貝塚 太郎